資料２

《医師の働き方改革》

特定労務管理対象機関の指定に係る事務手続等について

標記について、令和4年11月21日付け事務連絡により北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課より通知がありましたのでお知らせします。

《以下通知内容》

令和６年４月から、医師に対して時間外労働規制が適用されることに伴い、都道府県においては、医療機関からの申請により、特定労務管理対象機関を指定することとなります。

都道府県における当該指定に係る事務手続の詳細等については、今後、国から通知される予定となっていますが、現時点における、今後の指定スケジュールや事務手続きの流れについて説明します。

１　令和６年４月指定に向けたスケジュールについて［別添資料２ページ］

○　医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価の結果が通知されるのが、早くとも令和５年３月頃になることが予想されるため、道における指定申請の受付開始は、令和５年３月または４月頃を想定している。

○　令和５年度は、医療機関からの申請時期に応じ、３回に分けて指定を行うことを想定している。

○　令和６年度以降における、医療機関での追加的健康確保措置の実施は、医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査により確認することとなる（別添資料６ページ参照）。なお、医療機関に対する必要な助言・指導については、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課（以下「地域医療課」という。）と北海道医療勤務環境改善支援センターにおいて行う。

２　令和６年４月指定に係る事務手続きの流れについて［別添資料３ページ］

○　医療機関からの申請書の受理をはじめ、指定の決定、医療機関への通知、指定及び評価結果の公示等の事務は、地域医療課が行う。

○　別添資料４ページのとおり、「医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ」において、Ｂ・連携Ｂ水準の指定に当たっては、都道府県は、医療審議会の意見を聴くこととされ、また、その際には、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）における、地域医療構想の達

成の推進のための協議状況を勘案し、地域医療構想との整合性を確認することが適当であるとされているとともに、別添資料５ページのとおり、この国の検討会においては、医療審議会において、当該指定と地域医療構想との整合性を確認するため、調整会議の協議状況を医療審議会に報告することも想定されていることから、Ｂ・連携Ｂ水準の指定申請があった場合は、申請医療機関が所在する構想区域の調整会議の開催及び整合性を確認した旨の書類の送付をお願いしたい。

○　Ｃ水準に係る申請及び各特例水準の指定決定については、随時、地域医療課から情報提供する。

○　指定期間が３年間であることから、医療機関は必要に応じ、令和８年度中に令和９年４月からの指定申請を行うこととなるが、その際の事務手続きの流れ等については、今後、検討する。